

「国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて」
(平成13年9月7日付け13林国業第65号林野庁長官通知)の一部改正について

民間事業者が行う発電の用に供する場合

改正後

(要件)

- ・地方公共団体が、自然エネルギーを利用した発電に適しており、これを利用することが地域の活性化に資すると認め
- ・地方公共団体が策定する地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項に定める基本構想、これを実現するための基本的な施策に関する計画、当該施策の実施に関する計画等の地域の振興計画に位置付けられていること
- ・一般電気事業者への売電(電力供給量が自家消費量を除く発生量であり、かつ発生量の過半であることを目的として民間事業者が行う発電の用に供する場合)

5ヘクタールを超えて貸付が可能

現行

・構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に基づく認定を受けた構造改革特別区域計画に係る構造改革特別区域において

(要件)

- ・自然エネルギーを利用した発電に適しており、これを利用することが地域の活性化に資すると認め
- ・一般電気事業者への売電を目的として民間事業者が行う発電の用に供する場合

5ヘクタールを超えて貸付が可能